

特定相談支援事業

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援 つきおかの里	
サービスの種類	特定相談支援事業	
事業所の所在地	〒959-2335 新潟県新発田市本田壬393番地1	
電話番号	0254-32-3928	
指定年月日・事業所番号	平成 29 年 4 月 1 日指定	1530600160
管理者の氏名	三星 由佳	
通常の事業の実施地域	新発田市	
事業所が行っている他のサービス	居宅介護支援 平成11年 7月30日 (番号 1570600609)	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	障害のある利用者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「サービス等利用計画」を作成します。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスの利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして(決定されたモニタリング期間)、あなた及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- あなたが居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はあなたが障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- あなたがサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計

画を変更します。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前 8時30分から午後 5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
相談支援専門員	1人	人	1人

6. 利用料

指定計画相談支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定計画相談支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定計画相談支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定計画相談支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

7. 事故発生時の対応

指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定計画相談支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成したサービス等利用計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0254-32-3928 面接場所 当事業所の相談室
窓口開設時間	午前 8時30分から午後 5時30分まで
苦情受付責任者	三星 由佳 (管理者・相談課長)
苦情解決第三者委員	稲田 健一 TEL 0254-27-1221 阿部 正隆 TEL 0254-22-0127

※ 苦情申立は、面接・電話・書面にて随時受付します。責任者、第三者委員又は職員に申し出ください。第三者委員は、公平な立場で苦情解決にむけ助言をいたします。

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新発田市社会福祉課	電話番号 0254-22-3030
	新潟県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 025-281-5609

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 相談支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。